

第 67 回長崎県個人情報保護審査会会議録

1 . 日時

平成 27 年 5 月 13 日（水） 午前 10 時から午後 0 時まで

2 . 場所

長崎タクシー会館 4 階会議室

3 . 出席委員

堀江会長、阿部委員、小林委員、長尾委員、中村委員（50音順）

4 . 事務局出席者

県民センター 田中センター長、渡辺課長補佐、荒木係長、高石主任主事

5 . 実施機関出席者

市町村課 飛永課長補佐、柿森主任主事

6 . 議題

諮問（制）第 22 号事案の審議

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書」の第三者点検

7 . 会議結果

事前確認項目及び重点点検項目の審議を終了し、次回審査会で答申の審議を行うこととなった。

8 . 議事内容

（堀江会長）

ただ今から第 68 回長崎県個人情報保護審査会を開催します。本日の議題は 1 件、「特定個人情報保護評価書の第三者点検」の審議です。

なお、審議は公開で行います。

審議の進め方についてですが、第 64 回審査会における県税事務の第三者点検において、皆様の上承をいただきました方法と同様の方法を進めることとします。評価書の項目を事前確認項目と重点点検項目に分けて審議するものです。事務局より議題の審議方法等について、簡単に説明をしてください。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。今の事務局からの説明について、ご質問等がありますか。ありがとうございました。

まずは、事前確認項目を一括して審議します。

実施機関である市町村課が出席していますので、まずは、実施機関から重点点検項目以外の部分、基本情報、特定個人情報ファイルの概要、開示請求・問合せ、評価実施手続について説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

先ほど実施機関から説明があった内容を含めた事前確認項目については、事務局が評価書の内容の確認を行っています。事務局から確認結果について報告をお願いします。

【事務局説明】

(堀江会長)

それでは、説明があった事項について一括して審議します。実施機関の説明や事務局の事前確認結果について、何か質問等がありますか。

(小林委員)

参考で教えてください。資料 3、P8、委託事項 1、「委託内容」において、「委託する業務は、直接本人確認情報に係わない業務を対象とする。」とあります。具体的

に委託業者はどのような業務をするのでしょうか。

(市町村課)

いわゆるシステムの維持管理を行います。具体的には都道府県サーバーに係るサービスの提供ということで、

- ・ 集約センターの運用管理作業
- ・ 集約ネットワークの運用管理作業
- ・ データ管理センターの運用管理作業
- ・ システム運用の管理
- ・ システム構成管理
- ・ 監視作業
- ・ セキュリティ管理作業
- ・ 運用指示に対しての報告
- ・ 障害報告
- ・ 障害対応
- ・ システム運用監視に係る問合せの対応
- ・ システム運用監視の定期報告

こういうものになります。

(小林委員)

基本的にはシステムの運用監視に係る業務と理解してよいですか。

(市町村課)

そうです。

(長尾委員)

参考でお尋ねします。資料 3、P6、「対象となる本人の範囲」において、「死亡による消除を除く。」とありますが、死亡の場合は別の形で管理されるのでしょうか。

(事務局)

番号法における特定個人情報の定義において、「生存する個人」と規定されています。

そもそも、死亡した方の個人情報とは特定個人情報の範囲に入りません。そのことから、このような表現になっているものと思われます。

(堀江会長)

その他ありませんか。

事前確認項目については、事務局報告のとおり、了承ということによろしいでしょうか。それではそのように決定します。

(堀江会長)

次に重点点検項目の審議に入ります。審議の方法について、事務局から説明をしてください。

【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。それでは、項目 2「特定個人情報の入手」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご意見・ご質問等をお願いします。

(小林委員)

市町村 CS とはどのようなものでしょうか。

(市町村課)

端的に言うと、住基ネットシステムが構築される以前は、各市町村がそれぞれ住民基本台帳システムを持ち、それぞれのベンダーが構築していました。従って、それぞれの

システムが異なっており、このデータを県や全国に集約することができなかつたので、既存の住基システムにCS（コミュニケーションサーバー）を接続し、これを介することによって統一的なフォーマットで都道府県のサーバーに送信することができるようになっていました。

（小林委員）

分かりました。例えば、リスク1で「市町村CSから本人確認情報更新要求の際に通知する本人確認情報に限定される」と書かれています。この「限定されていること」は、対象者以外の情報が通知されてしまうリスクの答えになっていないような気がします。

このリスクは、「対象者以外の情報が通知されてしまうのではないか」というリスクですよね。ここに書かれているのは、「本人の一部の情報に限定されるから大丈夫」というように理解できますので、異なる者に情報が通知されるということではなく、情報を限定していると書かれているように理解できます。

（市町村課）

県のサーバーに入ってくる情報は、市町村のCSを介してのみ通知されます。市町村CSを介するという事は、既存住基システムを介して本人確認情報の更新、新規作成が行われた人だけに限定をされています。そのことによって、それ以外の人の情報は通知されないということです。

（阿部委員）

リスク1で「市町村での審査が前提」と書かれています。市町村の段階できちんとチェックがなされているのでしょうか。間違った情報が記録されると、通知される情報自体が間違っているということになります。市町村の最初のレベルの審査は大丈夫なのでしょうか。

（市町村課）

おっしゃるとおり、市町村に委ねられています。市町村は住民基本台帳法に則って窓口業務を行っていますので、当然、転居していない人を転居させる、転入していない人を転入させるということを恣意的に行えば、地方公務員法や住民基本台帳法によって罰せられることとなります。また、内部的な人事上の処分を受けることとなります。従っ

て、そういったことはなされないという前提です。

（阿部委員）

入力されたデータの内容について、正しいかどうかを確認する機会はあるのでしょうか。なければ問題だと思います。

（市町村課）

例えば、転入を異動事由として通知がなされたのに住所以外の性別などが更新されている場合や転居が異動事由なのに住所以外が変わっている場合など、そういった論理的なエラーチェックはかけられます。そういう単純な入力ミスについては、多くの場合でカバー可能です。しかし、職員が故意に転入していない人を転入と取り扱うなどした場合には、それを排除することは困難です。

（小林委員）

システムの的にチェックできないかもしれませんが、何らかの人為的なチェックは行われているのですよね。

（市町村課）

行政の仕事は稟議制を採っていますので、上司の確認や決裁は何らかの形で行われているはずです。それを通過した場合、システムの的に排除する方法はありません。

（堀江会長）

今の説明は、マイナンバーが入る前と入った後は同じことなのですよね。

（市町村課）

知る限りにおいて、故意に異なる情報を入力した事実は記憶していません。

（堀江会長）

市町村の窓口で間違っって入力したとか、意図的なことをしたとか、誤った情報が入力されてしまうというリスクは、マイナンバーの導入に関係なく、可能性として当初からあるということですね。

(市町村課)

そうです。

(長尾委員)

リスク 4 に「特定個人情報の入手は、システム上自動処理される」とあります。県のサーバーは、市町村 CS から通知があったら更新を行い、国の全国サーバーに通知しますが、それらの処理が全て自動で行われるということですか。

(市町村課)

そうです。この作業は全て自動で行われます。

(堀江会長)

他に質問等ありませんか。

それでは、次の項目に進みます。

(堀江会長)

次に、項目 3「特定個人情報の使用」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご意見・ご質問等をお願いします。

(阿部委員)

リスク 2 に「本人確認情報を扱うシステムの操作履歴を記録する」とありますが、記録したものをチェックするのですか。

(市町村課)

何年何月何日何時何分に、どの操作者が、誰の情報を、何の業務の目的で検索したという操作履歴が残ります。これは県庁内でも膨大な量になりまして、正直に申し上げますと、これを一瞬見ただけで「これがおかしい」と特定するのは困難です。従って、定期的にチェックをして、不正な検索を見つけるのは困難です。

ただ、そのように「全て残っている」という事実を全ての職員に周知していますので、それによって不正な検索を未然に防止することができますし、仮に何らかの事情で不正が判明した場合には、犯罪の証拠としてしっかり残せているということです。

(小林委員)

そうすると、その下の「不正な操作がないことについて、操作履歴により適宜確認する」という表現は間違いではないでしょうか。「適宜」となると、定期的に不正操作を確認しているということになると思います。

今の説明から実質的に考えて、私も大量の操作履歴を定期的に確認するのは難しいと思います。抑止力というか、「万が一で何か起こった場合の確認に利用する」という表現が正確ではないでしょうか。

(市町村課)

そういった事後の確認も含めた意味で記載しています。「定期的に確認する」ではなく、「必要に応じて確認する」という趣旨で記載しています。

(中村委員)

その他のリスクに「本人確認情報を表示した画面のハードコピーを禁止」とありますが、これはプリントアウトも禁止という意味でしょうか。

(市町村課)

そうです。いわゆるデータとしてのハードコピー、それをプリンターから出力するのも禁止しています。

(小林委員)

同じところの大量のデータ出力というのは、紙媒体での出力ですか。

(市町村課)

印刷ではありません。具体例を挙げますと、原爆被爆者援護課などが県内在住の被爆者の住所等の確認を行っています。被爆者のリストをデータとして持っていて、それを住基ネットの県サーバーに USB でつなぎます。それを住基ネットのデータとの照合を行って、住所が変わっている人を抽出し、出力します。この出力はデータで行っていません。

(小林委員)

USB でデータを持ち運ぶのですか。

(市町村課)

そうです。

(小林委員)

そこが気になるのですが、USB の使用はシステム上許可されているのですね。

(市町村課)

許可しています。「一括提供」と呼んでいます。大量の出力をする場合に限定しています。事務担当課の決裁と市町村課の決裁をとって実施しています。

(小林委員)

暗号化された USB を義務付けるとか、そういう規定はないのですか。そこが気になります。

(市町村課)

現時点で行っておりません。

(小林委員)

庁舎以外に USB が出る、他の建物に持っていくケースはないと考えてよいでしょうか。例えばサーバー室の内部に限って移動・使用が認められるとか。

(市町村課)

出力自体はサーバー室で行っていますが、その後 USB については、事務担当課に持ち帰られます。その後の管理については、県庁の情報セキュリティ基本方針や情報セキュリティ対策基準に従って行われます。

(中村委員)

リスク3ですが、「システムを利用している所属に調査を実施」とあります。先ほどの説明で「チェックリストを配付して回収する」とありましたが、このチェックリストの記入は自己申告なのですか。後付として、先ほどの操作ログをこのチェックリストに基づいて確認するとか、そういうことではないのですよね。

(市町村課)

自己申告です。「業務に関係ない検索をしていない。禁止であることを了知している。」というチェック項目があり、これを回答させています。操作ログのチェックはこれに基づいて行うものではありません。

(中村委員)

抑止力として、リスクに対する措置として記載している。そういう理解でよいですか。

(市町村課)

そうです。

(阿部委員)

USB の件ですが、簡単に使用できるメリットがある反面、リスクが大きいので、他に方法はないのでしょうか。昨日、学生が研究室に USB を忘れて、慌てて持ち主を探したことがありました。小型ハードディスク等を使って、情報がきちんと消去されたことを確認できるような方法に変えたほうがいいと思います。

(市町村課)

媒体を使わないとシステム同士を接続しなければならないので、外部媒体を使用しな

い選択肢はないと思います。現在のところ、両方のシステムに使用可能な外部媒体が USB ですので、これを使用しています。ご意見については、何らかの対応を検討させていただきたいと思います。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。それでは、次の項目に進みます。

項目 4「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご意見・ご質問等をお願いします。

(阿部委員)

リスク対策には直接関係しないと思いますが、本人確認情報の保存期間の 150 年には、こういった根拠があるのですか。150 年はすごく長いですし、その間に情報システムのあり方は変わっていくと思います。

(市町村課)

総務省が所管する住基法施行令で規定されていますので、総務省が設定した期間です。申し訳ございませんが、策定過程に都道府県は関与していませんので根拠をお示しできません。

(長尾委員)

47 の都道府県サーバーは、全国サーバーと同じ場所にあって管理されているのですか。

(市町村課)

集約されていますが、都道府県サーバーと全国サーバーは異なる都道府県に設置されています。どちらかが震災等で破損したとしても、もう一方がバックアップの役割を果たすことができるためです。

(堀江会長)

「150年経ったら消去する」ということは、リスク対策になるのですか。

(市町村課)

一定期間で必ず自動消去する、残さないというルールがあることによって、保有する情報が最小限になりますし、漏えいした場合の範囲が狭くなるなど、リスク対策になると思います。

(堀江会長)

きちんと整理がなされていくということですね。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。それでは、次の項目に進みます。

次に、項目5「特定個人情報の提供・移転」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご意見・ご質問等をお願いします。

(長尾委員)

特定個人情報の提供や移転を希望する機関や部署は、予め業務の内容等の申請等をして、それに基づいて提供されるのでしょうか。

(市町村課)

法律・条例で定められた事務のみでしか、提供・移転をすることができません。従って、「こういった事務に住基ネットを使用したいので、条例に規定してほしい」という申し出を受け、それが適切な事務であり、セキュリティが担保されるのであれば、条例に規定する手続に入る場合があります。

(中村委員)

リスク1についてですが、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っている」とあります。この付与する権限の範囲は、システム上そこにしかアクセスできないという理解でよいでしょうか。

権限の範囲を操作者に知らせたうえで、操作者の良識に基づいて操作するのか、それとも、その権限の範囲でしかシステム上アクセスができないのか。

(市町村課)

後者です。操作者は生体認証で登録しており、その登録した操作者に対して権限を付与しています。よって、与えられた権限を越えた操作はシステム上できません。

(長尾委員)

具体的にはどのような権限を付与しているのでしょうか。先ほどでた原爆の事務など。

(市町村課)

現状として、原爆、税、放置違反金などそれぞれの事務で権限が変わるものではなく、いずれの業務であっても総じて「本人確認情報を入手する、検索する」ということに、差異はありません。原爆であれば3情報に限るとか、そういった取扱いはありません。

ただ、住基ネットにマイナンバーが入り、検索できる情報にマイナンバーが含まれるようになりますが、マイナンバーを利用できる事務は、番号法別表に規定される事務に限られます。よって、今後としては、番号法別表に規定される事務に限りマイナンバーを含めて検索できるようになりますので、付与する権限が事務によって異なってきます。

なお、先ほど説明した一括提供業務については、個別の操作者に権限を付与しておらず、1件1件検索する権限しか与えていません。

(中村委員)

リスク2の「自都道府県の他の部署への移転のため、媒体出力する必要がある場合には、」の部分ですが、先ほどのUSBや紙媒体へ出力した後の情報管理について、何か対策は施されているのでしょうか。その対策については、この欄に記載しないでしょうか。

(市町村課)

出力されたUSBや書面については、県庁における個人情報保護、情報セキュリティの規定によって規制がなされています。それは、特定個人情報に関して特別な規制をかけるものではなく、県庁全体としてかけられるものです。

(堀江会長)

以上でよろしいですか。それでは、次の項目に進みます。

次に、項目6「情報提供ネットワークシステムとの接続」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

(市町村課)

P18の「 」に記載があるように、住基ネットの都道府県サーバーは、情報提供ネットワークシステムに接続しませんので、本項目は該当なしです。

(堀江会長)

よろしいですね。

次に、項目「7 特定個人情報の保管・消去」におけるリスクとその対策について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご質問等をお願いします。

(小林委員)

専門的な質問になりますが、都道府県サーバーの集約センターについてです。リスク1でファイアウォールと書かれていますが、インターネットに物理的に接続されていると理解してよいでしょうか。

(市町村課)

物理的に接続されていません。

(小林委員)

全て専用線ですか。

(市町村課)

そうです。

(小林委員)

端末機は物理的にインターネットに接続されているのですか。

(市町村課)

長崎県の業務端末についても物理的に接続していません。

(小林委員)

リスク1には「インターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する」と書かれていますが、物理的に接続している端末があるように読めます。記載誤りですか。

(市町村課)

インターネットに物理的に接続している業務端末はありません。ファイアウォールは異なる機関のサーバー間において設置され、監視がなされています。業務端末において個別にファイアウォールは設置しておらず、物理的にインターネットと分断しています。申し訳ございませんが、記載誤りです。

(長尾委員)

先ほどの USB の関係ですが、USB で持ってきたデータは、インターネットと分断された端末でしか使用しないのでしょうか。それとも、各部署の職員が通常使用しているインターネットと接続した端末で使用することはあり得るのでしょうか。

(市町村課)

私どもで管理する工程が、「USB にデータを送信するまで」でして、所属に渡した後のデータの管理は、各所属課において行うべきことです。ここは確認する必要がありますが、一般的にいうと、各個人の業務で用いる端末で使用することはないと考えます。原爆課には原爆関係システムのサーバーがあり、そのサーバーに USB からデータを流しますが、そのサーバーは通常インターネットと接続する必要はないでしょうから、USB のデータがインターネットと接続した機器で用いられることはないと考えます。

(小林委員)

リスク 1 ですが、「また、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新」とあります。通常、ウイルス対策のパターン更新はインターネットを通じて行われていると思いますが、先ほどの説明だと完全に分断されているということでした。どうやってウイルス対策パターンの更新をしているのでしょうか。

(市町村課)

住基ネット自体は、クローズのネットワークですが、都道府県サーバーは全国サーバーと接続しており、全国サーバーから、ウイルスパターンファイルが自動的に配信されますので、それによって更新を行っています。

(堀江会長)

よろしいですか。

それでは、「その他のリスク対策」について実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご意見・ご質問等をお願いします。

(堀江会長)

2番目の「従業者に対する教育・啓発」において、「住基ネット関係職員に研修を実施する」とあります。この関係職員には、委託先・再委託先は含まれているのですか。

(市町村課)

県サーバーの委託先は、地方公共団体情報システム機構ですので、そこまでの教育は予定していません。あくまで、県職員・県の臨時職員に対する教育です。そもそも、委託先・再委託先は直接本人確認情報にアクセスできませんので、教育は不要と考えています。

(堀江会長)

特にないようですね。

次に、項目「表紙 個人のプライバシー - 等の権利利益の保護の宣言」について、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

それでは、実施機関の説明及び評価書の記載内容に関し、ご質問等をお願いします。

(阿部委員)

県のレベルでは、元々リスク管理は問題ないと思いますが、市町村のリスク管理がなされているか心配です。それについて、県に監督責任はあるのですか。それとも、それぞれの地方公共団体に委ねられるのですか。

(市町村課)

今回の特定個人情報保護評価に関していうと、県は140万人の特定個人情報を保有

しますので、30万人を超えて全項目評価となり、パブリックコメントや第三者点検を実施して保護の施策を決めることとなります。各市町の住基事務に関しても、各団体の人口、特定個人情報の数に応じて全項目評価、重点項目評価又は基礎項目評価を実施しますので、それぞれで特定個人情報の保護に取り組むものです。

(堀江会長)

次に重点点検項目の全体を振り返って、ご意見等がありますか。

(市町村課)

申し訳ございませんが、前の回答で誤りがありました。資料2、P15の中村委員からの質問に対する回答です。

画面のハードコピーについては、データとしてのコピー、その印刷の両方について禁止と回答しましたが、印刷は可能としています。業務上、申請書等に添付する形で住所等の確認をした証拠書類として残す場合がありますので、印刷は可能としています。なお、その紙は公文書であり、適切な管理やセキュリティ対策がなされていくものです。

(堀江会長)

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、重点点検項目の審議を終了します。

次回審査会において答申案の審議を行いますので、事務局は本日の審議を踏まえて答申案を作成してください。

(堀江会長)

以上で本日の審議を終了します。